

よくあるご質問(出産世帯奨学金返還支援事業補助金)

質問No.	質問	回答
1. 「資格要件」について		
1-1	自分が非課税世帯に該当するかどうか分かりません。	市ホームページで大まかな目安(所得限度額)が分かります。 ▶ http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/tetsuzuki/zeikin/kojin/kojinshiminzei/kojinsikenminzei.html 詳しくは、市民税課(☎948-6290)へお問い合わせください。
1-2	父が単身赴任で市外に住所がある場合は、申請できますか。	母と新生児が市内に居住し、松山市に住民票があれば、対象になります。(この場合は、母の奨学金のみが対象になります)
1-3	「出産時に29歳以下」というのは、出産日当日が30歳の誕生日である場合も含まれますか。	含まれません。
1-4	市外に転出予定ですが、転出先でも申請できますか。	1回の出産につき、1市町でのみ申請できます。 松山市で申請していない場合、県内他市町への転出であれば、転出先で申請できる可能性があるため、転出先の自治体にお問い合わせください。 県外への転出であれば、転出先では申請できません(愛媛県の事業であるため)。
1-5	市外から転入しましたが、松山市で申請できますか。	1回の出産につき、1市町でのみ申請できます。 転入元の自治体で未申請であれば、松山市で申請できます。 (申請時に引き続き3か月以上松山市に住民票があることなど一定の要件があります)
2. 「補助対象」について		
2-1	奨学金を滞納していますが、対象になりますか。	対象になりません。申請時に滞納が無い状態であれば申請できますが、過去の滞納分の清算に充てた費用は対象外とします。
3. 「補助金額」について		
3-1	多胎児(双子など)の場合、補助限度額はどのようになりますか。	単胎か多胎かを問わず、1回の出産につき20万円です。 (父母ともに奨学金の返還がある場合は、最大40万円)
4. 「申請手続き」について		
4-1	申請は1回限りですか。 何回かに分けて申請することはできますか。	1回の出産につき、申請は原則1回限りです。父母ともに奨学金の返還がある場合は、それぞれ別々に申請可能です。 なお、令和5年度中に本市において当補助金を申請された方は、申請金額を限度額(申請者1人につき20万円)から差し引いた額を上限として、令和6年度に申請することができます。
4-2	出産前に申請することはできますか。	できません。
4-3	「完納証明書」は、誰のものが必要ですか。	申請者本人のみでかまいません(世帯員のものは不要)。
4-4	「非課税証明書」は、誰のものが必要ですか。	世帯員全員のものがが必要です。なお、未成年(18歳未満)の方のものは不要です。
4-5	申請書類を記入する際に、消えるボールペンは使用できますか。	使用できません。

よくあるご質問(出産世帯奨学金返還支援事業補助金)

	質問No.	質問	回答
	4-6	申請書類を書き間違えました。どのように訂正すればいいですか。	金額を誤記された場合は、新しい申請書に書き直してください。それ以外については、誤記した箇所に二重線を引き、空いているスペースに正しい内容を記入してください。 なお、修正液や修正テープなどは使用しないでください。
	4-7	補助金の受取口座に、ゆうちょ銀行の口座を指定することはできますか。	指定できます。
5. その他			
	5-1	申請してから、この補助金を受け取るまでに、どれくらいの日数がかかりますか。	申請件数や審査の状況にもよりますが、概ね1～2か月程度(申請の翌月または翌々月の振込)を予定しています。
	5-2	他の補助金等との併用はできますか。	できません。